

第1部 計画の基本的な考え方

I はじめに

すべての区民の健康づくりを進めるために、死亡原因の多くを占める、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病を予防するため、栄養・食生活・運動・たばこ・アルコール等日ごろの生活習慣の改善を目的とする一次予防に重点を置いた計画である「健康ぶんきょう21」を平成15年4月に策定して以来、5年が経過いたしました。

この計画は5年経過後に計画の進捗状況を評価、見直すこととしており、見直しに際し、5年を経過した現在の区民の皆様の健康に対する考え方をお聞きする目的で、平成19年3月「文京区 健康に関する意識調査」を実施いたしました。

この結果、計画が予定通り進んでいる分野がある一方、目標を達成出来ない分野もありました。さらに、この5年間に社会情勢や経済状況が大きく変化していることから、健康診査やがん検診等、疾病の早期発見・早期治療を目的とした二次予防を含め計画に新しい視点を加え改定することといたしました。

II 中間の見直しの目的

今までの計画は取り組み目標数が多く区民が自分に適した行動目標や行動指針が取りにくい点がありました。国や都も同様の反省がなされており、計画の見直しに当たってメリハリのある区民にわかりやすい計画にいたします。

次に、新たな法律の制定や国や都の取り組みを十分に検討し、現行の施策の体系の見直しを行う他、先見性や独自性のある取り組みを提案いたします。

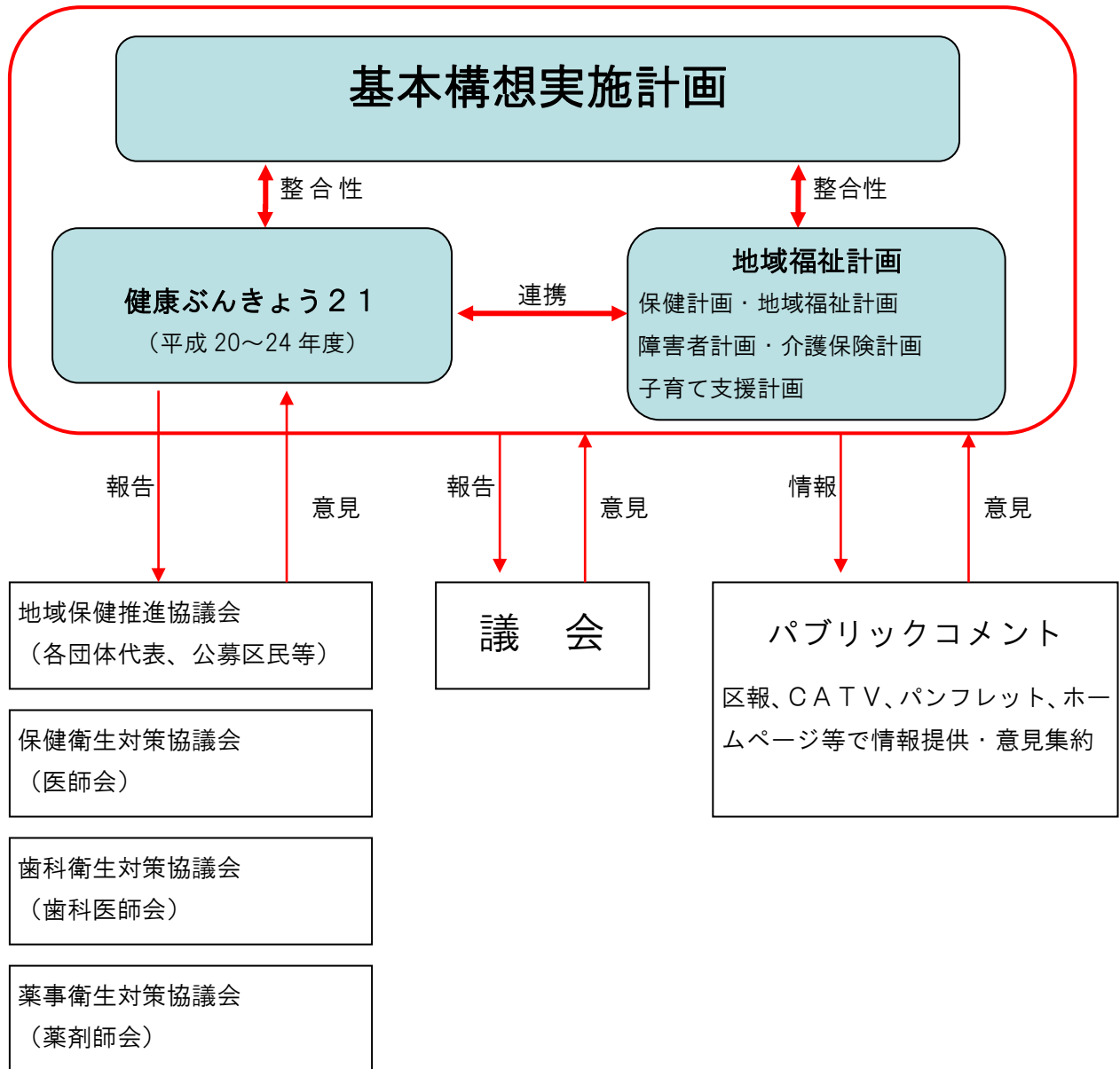
また、これまで区民の自主的な取り組みに期待する部分が多くありました。平成16年12月「文の京」自治基本条例が策定され、区民、事業者、区、地域活動団体、非営利活動団体の役割や協力関係が明確にされたことから、様々な主体の取り組みや協力について計画に加えます。

III 後期計画の位置づけ・考え方

文京区には健康に関する計画が二つあります。一つは「健康ぶんきょう21」であり、もう一つは区の総合的な福祉計画である「地域福祉計画」中の「保健計画」です。この二つの違いは「健康ぶんきょう21」が生活習慣、健康へのリスクファクターの視点から健康をとらえることに対し、「保健計画」はライフステージと疾病対策の視点から健康をとらえるところに差異があります。

この二つの計画には重複するところがありますが、「健康ぶんきょう21」の改定に際しては、「保健計画」との関係を整理する他、将来的には統合されることが望ましいと考えられます。

「健康ぶんきょう21」策定関連図



- ※ (基本構想実施計画) 区全体の計画です。福祉・保健・介護・都市計画・教育等の重点目標を計画化し、その進捗状況を区民に報告し進行状況を管理します。
- (地域福祉計画) 福祉分野の部門別計画です。福祉と保健は関連する事項が多く、世代ごとのライフステージに着目した「保健計画」が含まれています。
- (健康ぶんきょう21) 生活習慣病の改善を目的に一次予防・二次予防に重点を置いた計画です。

IV 後期計画の期間

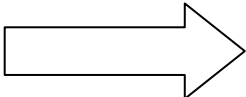
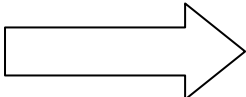
1 中間評価の実施

「健康ぶんきょう21」が目標とした中間評価を行うため、次の調査を実施いたしました。

- ・ 文京区 健康に関する意識調査 報告書（平成19年3月）

2 目標期間

改定後の「健康ぶんきょう21」の目標期間は平成20年度から平成24年度までの5年間です。

平成14年度	平成15～19年度	平成19年度	平成20～24年度
計画の策定	計画の周知・推進 	中間評価 計画の見直し (後期計画の策定)	後期計画の 推進・評価 

V 国・都の動向

国は「健康日本21中間報告」において、全般的な評価として「健康日本21策定時のベースラインより改善していない項目や、悪化している項目があり進捗状況は全体に十分ではない点が見られる。」とし、総花的でターゲットが不明確な点と、効果的なプログラムやツールの展開が不十分としています。

また東京都は、「後期5か年戦略」において、「糖尿病」「がん」「こころの健康」を重点目標とし、「ターゲットの絞り込み」「職域との連携強化」「体験型手法による新たな普及啓発の取組」をあげ内容を絞り込み、取り組みの視点や方向性を明確にしている特徴があります。

また計画の各分野別の動向として、平成17年6月に「食育基本法」が成立し平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定され、平成18年7月に「健康づくりのための運動指針2006」が策定されました。

さらに、平成18年6月には自殺対策を総合的に推進することを目的とした「自殺対策基本法」が成立し、平成18年6月には「がん対策基本法」が制定されがん対策の一層の充実が求められています。

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、保険者は40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者に対して、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導を行うこととしています。具体的には、「メ

タバリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の概念を導入し「予防」の重要性に対する理解を深め、数値目標を定めた総合的な生活習慣病対策を推進し国民の健康増進、中長期的な医療費の適正化につなげるものです。区でも特定健診等実施計画を策定し「健康ぶんきょう21」でもその計画を達成するために必要な取り組みを計画中に記載します。

VI 計画の基本理念

「健康ぶんきょう21」の基本理念を次のように掲げ、これまで実施してきました。この基本理念は計画の基本となるため、今回の見直しにおいても変更はありません。

- 1 一次予防の重視
生活習慣病は、食事や運動など、生活習慣を改善することによって、疾病の発症を予防し、進行を抑制することが可能です。
- 2 健康寿命の延伸
単に疾病がないというだけでなく、健康な状態で生活できる期間の延長を目指します。
- 3 生活の質（QOL※）の向上
いつまでも人間らしく心豊かに暮らす生活の応援をします。

VII 計画の推進

- 1 評価方法の具体化
中間評価で明らかになったターゲット層を明確にし、対象年齢や性別に合わせた効果的な対策を行うことが求められます。評価は区民全体の健康指標の改善度で示されるべきですが、具体的にこれを経年的に把握することは困難です。そこで重点目標を定め、評価対象を決めて評価を行うことに努めることとします。
- 2 自主グループの育成
計画の取り組み分野毎に活動している自主グループとの連携を深め、講演会やイベントへの支援を行う等、具体的な取り組みを今まで以上進めるとともに、健康グループの登録や育成の仕組みづくりの具体化を図ります。
今後団塊の世代が地域活動に参加することが多くなることから、健康づくりを含めた地域活動、自主活動グループとの協働を進めます。
- 3 学校保健・職域保健との連携

学校等における児童・生徒の健康づくりは、生涯を通じた健康習慣を形成するために重要です。学校等での食育等を通じ、児童・生徒が自ら健康について知り、健康の基礎をつくることを進めます。

また、これからの取り組みを進める際の対象者には職域保健に加入する勤労者も多く、労働者も職場を離れば地域の生活者であることから、職域保健と連携し、保険者や事業者団体と連携した健康づくり施策を展開して行きます。

4 職員等の研修・育成

この計画を実施し推進していくためには、区の職員のみならず健康に関する多くの職種・関係者の技術力の向上を図ることが必要になります。このため、多くの方々が専門機関の行う研修に参加する仕組みづくりについて検討を進めます。また、区の各セクションが区民の健康づくりを進める取り組みを進めるため、「健康ぶんきょう21」を周知し仕事を進める上での基本となるよう積極的な意識啓発を行います。

5 推進体制の強化

後期計画の推進は区内各関係団体や住民の代表で構成される「文京区地域保健推進協議会」が中心になり重点目標事業を中心に各種事業の進行管理や、相互協力に基づく事業展開を進めていきます。

また区の関係各課で構成される「健康ぶんきょう21推進会議」の進行管理を今後十分に行い、区民の健康への取り組みを区をあげて行います。区の各セクションが「健康ぶんきょう21」の取り組みを十分に理解し、連携がとれた効率の良い取り組みを進めます。

*QOL=Quality of Life:「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳されます。一般的な考えは、生活者の満足感・安心感・幸福感を規定している諸要因の質のことをいいます。